

社発第 T-267 号  
2026 年 6 月 26 日

貸借取引参加者  
代表者 殿

日本証券金融株式会社  
代表執行役社長 下山田 守邦

貸借取引の品貸し申込みにおける品貸料の最低料率に係る特別措置の解除について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の銘柄につきましては、貸借取引の品貸し申込みにおける品貸料の最低料率を引き上げる特別措置を実施しておりますが、2026年6月29日申込日分（6月30日品貸し申込み受付分）より当該特別措置を解除することといたしましたので、ご通知申し上げます。

なお、当該銘柄に関して実施している「制度信用取引の新規売りおよび制度信用取引による買の現引きに伴う貸借取引の申込停止措置」および「貸借取引の品貸し申込みにおける品貸料の最高料率を10倍とする臨時措置」は継続しておりますので、念のため申し添えます。

敬 具

記

コード	対象銘柄
4933	(株) I - n e

以 上